平成２３年（フ）第１８号
長野県伊那市上牧6523番地　フォーブル牧105号
債務者　登内　一矩
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中曽根252番地１ＮＴＮ株式会社箕輪寮202
債務者　佐久間靖大
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１６５号
奈良市学園朝日元町２丁目1919番地の５
債務者　林　　康夫
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６５２号
奈良市秋篠新町263番地の１　レインボー秋篠303号
債務者　花崎　泰成
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
奈良市鶴舞西町２番13―202号ハイランド学園前、住民票上の住所奈良市中町4991番地の71
債務者　辻本　真岐
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
奈良市横領町334番地の８　ヴェール西大寺Ａ201号
債務者　山邉　謙一
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
奈良市法華寺町190―７サンハイツ201号瀧岡理紗方、住民票上の住所奈良市法蓮町804番地
債務者　杉田　和政
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
奈良市三条桧町８番８号
債務者　山中　康秀
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７６号
奈良県大和郡山市小泉町1678番地１　小泉県営住宅Ａ―１棟106号
債務者　寺井　修二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
奈良県大和郡山市小泉町1678番地１　小泉県営住宅Ａ―１棟106号
債務者　寺井富美子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
富山市赤田413番地　グランドール渡辺Ｂ棟201号
債務者　川内真由美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
広島県福山市熊野町甲560番地、旧住所広島県福山市沼隈町大字草深249番地５
債務者　河野　正彦
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７４号
岩手県北上市和賀町藤根15地割70番地52
債務者　加藤佐江子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８７号
岩手県紫波郡矢巾町大字北郡山第15地割41番地
債務者　照井　雄大
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９４号
盛岡市玉山区松内字築場50番地１
債務者　岩崎　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１１号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第15地割23番地６
債務者　荒谷　直子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１６号
盛岡市飯岡新田３地割75番地１
債務者　西里美保子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１７号
岩手県紫波郡紫波町二日町字向山４番地１、旧住所盛岡市天昌寺町４番84号　コーポ野田５号
債務者　戸塚　清美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部